

都市計画練馬城址公園の整備にかかる覚書

東京都（以下「甲」という。）、練馬区（以下「乙」という。）、西武鉄道株式会社（以下「丙」という。）、ワーナー ブラザース ジャパン合同会社（以下「丁」という。）及び伊藤忠商事株式会社（以下「戊」という。）は、東京都市計画公園第5・5・10号練馬城址公園（以下「練馬城址公園」という。）の整備について、相互に連携、協力して推進するため、次の通り覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、緑と水、広域防災拠点及びにぎわいの機能を備えた練馬城址公園の実現を目標に、甲、乙、丙、丁及び戊（以下「関係者」という。）が以下の通り相互に連携、協力し、練馬城址公園の整備と適切な利用を進めることを目的とする。

2 関係者が、自らの権利やその行使などについて、他者（以下「追加的關係者」という。）に譲渡、賃貸及び委任などを行う場合には、予め他の関係者と協議し、その承認を得るものとする（当該承認を不当に保留又は遅延しないものとする。）。なお、関係者は追加的關係者に対し、本覚書の内容について承継し、遵守させなければならない。

（対象区域）

第2条 本覚書の対象区域は、別紙（第6条第1項に定めるスタジオツアー施設等の位置の特定を含む。）のとおりとする。

（関係者の責務）

第3条 関係者は、第2条に定める対象区域において、東京都が策定する練馬城址公園の整備計画（東京都が、都立公園に導入する機能や施設の配置等を定めるため、東京都公園審議会からの答申に基づき策定する計画。以下同じ。）に基づき、第1条に定める目的を実現するため、誠意を持って相互に協力する。

（練馬城址公園に求められる機能）

第4条 第1条に定める各機能に関する基本目標は、以下のとおりとする。

A 緑と水

ア 都民に憩いの場などを提供するための緑の空間の創出

イ 石神井川などを生かした快適な水辺空間の創出

B 広域防災拠点

ア 災害発生時に避難場所や災害時臨時離着陸場候補地となる広場と必要となる防災施設の確保

イ 周辺地域から練馬城址公園を東西方向、また南北方向に避難出来る園路の確保（ただし、第6条第1項に定める開発事業区域における南北方向の通行については緊急時に適用する。）

C にぎわい

- ア 地域との連携により、多様な交流活動などが行われ活気をもたらす空間の創出
- イ 来園者が憩うことが出来る便益施設の整備

(練馬城址公園整備の工程)

第5条 甲は、整備計画の策定において、乙の意見を十分に聞くものとし、整備計画策定後には、速やかに整備を進めていくものとする。

- 2 甲は整備計画に基づき、他の関係者と協議の上、段階的に整備を進めることとし、他の関係者はこれに協力する。

(スタジオツアー施設等)

第6条 前条の段階的な公園整備のプロセスに合わせて、丙、丁及び戊は、対象区域の未開園部分のうち、関係者間で合意する区域(以下「開発事業区域」という。)において、スタジオツアー施設等(スタジオツアービルディング、駐車場及び外部からの到着エリアを含む。以下同じ。)の整備に向けた協議を行う。なお、スタジオツアー施設等の位置は、別紙の計画のとおりとする。

- 2 丙、丁及び戊は、開発事業区域において、この覚書の締結以降、他の関係者と誠実に協力して前項に定める取組を行う際、第4条に定める機能の実現の一翼を担うことに配慮する。
- 3 スタジオツアー施設等の設置可能期間(以下「設置可能期間」という。)は、運営開始日からの30年間とする。なお、丙、丁及び戊から設置可能期間の変更について申し出があった場合は、その他の関係者は協議に応じるものとする。
- 4 甲は、設置可能期間満了後の開発事業区域について、練馬城址公園の整備を行う優先的な地位を関係者間において留保する。

(環境への配慮)

第7条 甲、丙、丁及び戊は、乙の協力の下、関係法令に基づき、周辺住民への説明を行うとともに、周辺の住環境に配慮して整備及び運営を行うものとする。

(その他)

第8条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じた場合、新たな追加・変更事項が生じた場合、状況が変化した場合は、関係者はその都度誠実に協議するものとする。万一、丙丁戊間の協議の不調等、やむを得ない理由により本覚書を終了せざるをえない場合には、関係者は互いに損害賠償等の責任を負わないものとする。

覚書締結の証として本書を5通作成し、関係者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年6月12日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都知事 小池 百合子

乙 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 前川 燿 男

丙 埼玉県所沢市くすのき台 一丁目11番地の1

西武鉄道株式会社

代表取締役社長 喜多村 樹美男

丁 東京都港区西新橋1-2-9日比谷セントラルビル

ワーナー ブラザース ジャパン合同会社

社長兼日本代表 高橋 雅 美

戊 大阪府大阪市北区梅田3丁目1番3号

伊藤忠商事株式会社

代表取締役 吉田 朋 史

